

# 福岡県公報

令和 8 年 3 月 3 日  
第 675 号

## 目次

### 告示 (第102号 - 第122号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○土地区画整理事業の換地処分の完了届出	(都市計画課)	2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	7
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	8
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	9

## 公 告

○意見募集の結果の公示	(障がい福祉課)	9
○建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課)	9
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築指導課)	10
○私道の廃止及び変更の承認	(建築指導課)	11
○緊急防災工事計画の決定	(農村森林整備課)	12
○令和 8 年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について	(建築指導課)	12

## 公安委員会

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	13
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	14
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課)	(警察本部生活保安課)	14
○クロスボウの取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	15

## 告 示

### 福岡県告示第102号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 8 年 3 月 3 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米柳川線	柳川市矢加部521番7先から 柳川市矢加部631番17先まで

**福岡県告示第103号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	吉富港線	前	築上郡吉富町大字広津299番2先から 築上郡吉富町大字広津300番1先まで	8.1 ～ 8.9	66.4
			後	築上郡吉富町大字広津299番2先から 築上郡吉富町大字広津300番1先まで	9.0 ～ 24.7	66.4

**福岡県告示第104号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	中吉津富線	前	築上郡吉富町大字広津289番8先から 築上郡吉富町大字広津318番1先まで	11.2 ～ 24.9	203.5
			後	築上郡吉富町大字広津289番8先から 築上郡吉富町大字広津318番1先まで	11.4 ～ 31.5	203.5

**福岡県告示第105号**

筑後市長浜島廻土地区画整理事業の施行者である筑後市長浜島廻土地区画整理組合から、換地処分を完了した旨の届出が令和8年2月12日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

令和8年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

**福岡県告示第106号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所  
八女市星野村字熊山15770の4、字谷頭15798の4、字岩花17515の2、17517の8、17517の10、字後岩花17534の2、17536の2、字落合17804の3、17808の2、字藪川内17839の2、字田の口18108の2、18112の2、字狸穴18114の3、18116の2、字向へ18241の2、18242の3
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
一般送配電事業用地とするため

**福岡県告示第107号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
久留米	県 道	坂 藤 口 吉 線	前	久留米市大善寺町中津1019番先から 久留米市大善寺町中津37番4先まで	18.0 ～ 42.0	207.0	うち県道西島筑邦線重用延長22.4メートル
			後	久留米市大善寺町中津1019番先から 久留米市大善寺町中津2387番1先まで	18.0 ～ 42.0		うち県道西島筑邦線重用延長22.4メートル

**福岡県告示第108号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県 道	中 尾 大 刀 洗 線	前	久留米市田主丸町中尾140番1先から 久留米市田主丸町中尾831番2先まで	8.5 ～ 17.6	282.0
			前	久留米市田主丸町中尾140番1先から 久留米市田主丸町中尾831番2先まで	8.5 ～ 20.2	
			後	久留米市田主丸町中尾140番1先から 久留米市田主丸町中尾831番2先まで	8.5 ～ 20.9	282.0
			後	久留米市田主丸町中尾140番1先から 久留米市田主丸町中尾831番2先まで	8.5 ～ 20.2	

**福岡県告示第109号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	中 尾 大 刀 洗 線	久留米市田主丸町中尾140番1先から 久留米市田主丸町中尾831番2先まで

**福岡県告示第110号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1929号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
提(b)	京都郡菟田町光国及び提（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を菟田町役場に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第111号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年12月福岡

県告示第1930号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 8 年 3 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
提(b)	京都郡苅田町光国及び提(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第112号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 8 年 3 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
殿川右谷川-1	京都郡苅田町大字南原(別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流
新浜谷川-1	京都郡苅田町大字与原(別紙図面2に示す区域のとおり)	土石流
新浜谷川-2	京都郡苅田町大字与原(別紙図面3に示す区域のとおり)	土石流
白石谷川-1	京都郡苅田町大字与原(別紙図面4に示す区域のとおり)	土石流
白石谷川-2	京都郡苅田町大字二崎(別紙図面5に示す区域のとおり)	土石流

稲光谷川-1	京都郡苅田町大字稲光(別紙図面6に示す区域のとおり)	土石流
稲光谷川-2	京都郡苅田町大字稲光及び大字葛川(別紙図面7に示す区域のとおり)	土石流
法正寺谷川-1	京都郡苅田町大字黒添及び大字法正寺並びに行橋市大字徳永(別紙図面8に示す区域のとおり)	土石流
弁入川-1	京都郡苅田町大字谷、大字法正寺及び大字山口(別紙図面9に示す区域のとおり)	土石流
山口谷川-1	京都郡苅田町大字山口(別紙図面10に示す区域のとおり)	土石流
山口谷川-2	京都郡苅田町大字山口(別紙図面11に示す区域のとおり)	土石流
八田山谷川-1	京都郡苅田町大字山口(別紙図面12に示す区域のとおり)	土石流
松山-1	京都郡苅田町大字松山(別紙図面13に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
松山-2	京都郡苅田町大字松山(別紙図面14に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
若久町3丁目-1	京都郡苅田町若久町三丁目(別紙図面15に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
若久町3丁目-2	京都郡苅田町若久町三丁目(別紙図面16に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
若久町3丁目-3	京都郡苅田町若久町三丁目(別紙図面17に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
雨窪-1	京都郡苅田町大字雨窪及び大字提(別紙図面18に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
雨窪-2	京都郡苅田町大字雨窪(別紙図面19に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
提-1	京都郡苅田町大字提(別紙図面20に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
提-2	京都郡苅田町大字光国及び大字提(別紙図面21に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

光国 - 1	京都郡菟田町大字光国及び大字提（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光国 - 2	京都郡菟田町大字光国及び大字提（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光国 - 3	京都郡菟田町大字光国及び大字馬場（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
南原 - 1	京都郡菟田町大字南原（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
集 - 1	京都郡菟田町大字集（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
集 - 2	京都郡菟田町大字集（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
集 - 3	京都郡菟田町大字集（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
集 - 4	京都郡菟田町大字集及び大字南原（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尾倉 - 1	京都郡菟田町大字尾倉（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新津 1 丁目 - 1	京都郡菟田町新津一丁目及び小波瀬二丁目（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
与原 - 1	京都郡菟田町大字与原（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
与原 - 2	京都郡菟田町大字与原及び大字二崎（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘 - 1	京都郡菟田町大字新津（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新津 - 1	京都郡菟田町大字新津及び大字下片島（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
葛川 - 1	京都郡菟田町大字葛川（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
葛川 - 2	京都郡菟田町大字葛川（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

谷 - 1	京都郡菟田町大字谷（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口 - 1	京都郡菟田町大字山口（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口 - 2	京都郡菟田町大字山口（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
集	京都郡菟田町大字尾倉（別紙図面41に示す区域のとおり）	地滑り
瀬戸	京都郡菟田町大字山口（別紙図面42に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面 1 から 7 まで及び 9 から 42 までは省略し、その図面を菟田町役場に備え置いて縦覧に供する。別紙図面 8 は省略し、その図面を菟田町役場及び行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第113号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 8 年 3 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
殿川右谷川 - 1	京都郡菟田町大字南原（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 1 に記載する表のとおり
白石谷川 - 1	京都郡菟田町大字与原（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 4 に記載する表のとおり
白石谷川 - 2	京都郡菟田町大字二崎（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 5 に記載する表のとおり

稲光谷川－1	京都郡苅田町大字稲光（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
稲光谷川－2	京都郡苅田町大字稲光及び大字葛川（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
法正寺谷川－1	京都郡苅田町大字黒添及び大字法正寺並びに行橋市大字徳永（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
弁入川－1	京都郡苅田町大字谷、大字法正寺及び大字山口（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
山口谷川－1	京都郡苅田町大字山口（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
山口谷川－2	京都郡苅田町大字山口（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
八田山谷川－1	京都郡苅田町大字山口（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
松山－1	京都郡苅田町大字松山（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面13に記載する表のとおり
松山－2	京都郡苅田町大字松山（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面14に記載する表のとおり
若久町3丁目－1	京都郡苅田町若久町三丁目（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面15に記載する表のとおり
若久町3丁目－2	京都郡苅田町若久町三丁目（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
若久町3丁目－3	京都郡苅田町若久町三丁目（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載する表のとおり
雨窪－1	京都郡苅田町大字雨窪及び大字提（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表のとおり

雨窪－2	京都郡苅田町大字雨窪（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表のとおり
提－1	京都郡苅田町大字提（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表のとおり
提－2	京都郡苅田町大字光国及び大字提（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり
光国－1	京都郡苅田町大字光国及び大字提（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり
光国－2	京都郡苅田町大字光国及び大字提（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載する表のとおり
光国－3	京都郡苅田町大字光国及び大字馬場（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面24に記載する表のとおり
南原－1	京都郡苅田町大字南原（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載する表のとおり
集－2	京都郡苅田町大字集（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり
集－3	京都郡苅田町大字集（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載する表のとおり
集－4	京都郡苅田町大字集及び大字南原（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表のとおり
尾倉－1	京都郡苅田町大字尾倉（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載する表のとおり
与原－1	京都郡苅田町大字与原（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載する表のとおり
与原－2	京都郡苅田町大字与原及び大字二崎（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載する表のとおり
新津－1	京都郡苅田町大字新津及び大字下片島（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載する表のとおり

葛川 - 2	京都郡菟田町大字葛川（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載する表のとおり
谷 - 1	京都郡菟田町大字谷（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表のとおり
山口 - 1	京都郡菟田町大字山口（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載する表のとおり
山口 - 2	京都郡菟田町大字山口（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1、4 から 7 まで、9 から 25 まで、27 から 30 まで、32、33、35 及び 37 から 40 までは省略し、その図面は菟田町役場に備え置いて縦覧に供する。別紙図面 8 は省略し、その図面は菟田町役場及び行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第114号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 8 年 3 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
徳永 - 1	行橋市大字徳永及び京都郡菟田町大字黒添（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を行橋市役所及び菟田町役場に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第115号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指

定する。

令和 8 年 3 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
徳永 - 1	行橋市大字徳永及び京都郡菟田町大字黒添（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面は行橋市役所及び菟田町役場に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第116号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和 8 年 3 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川大坂字小辻1839の35、字飯嶽1915の2から1915の4まで
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第117号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林の所在場所  
築上郡築上町大字本庄1411
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第118号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川帆柱393の23、399
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	国道	211号	前	嘉麻市山野354番3先から 嘉麻市山野594番1先まで	10.0 ～ 12.4	100.0
			後	嘉麻市山野354番3先から 嘉麻市山野594番1先まで	9.5 ～ 12.4	100.0

## 福岡県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
飯 塚	211号	嘉麻市山野354番3先から 嘉麻市山野594番1先まで

## 福岡県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	国 道	322号	前	嘉麻市大隈町819番3先から 嘉麻市大隈町819番2先まで	11.3 ～ 22.9	160.0
			後	嘉麻市大隈町819番3先から 嘉麻市大隈町819番2先まで	11.3 ～ 63.4	160.0

## 福岡県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	386号	朝倉市杷木池田780番5先から 朝倉市杷木寒水44番4先まで

## 公 告

## 公告

福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則案について、令和7年12月9日から令和8年1月8日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和8年3月3日に公布しました。

令和8年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 問合せ先

福祉労働部障がい福祉課企画管理・給付係

電話：092-643-3262

メールアドレス：kikakukanri-kyuhu@pref.fukuoka.lg.jp

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和8年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長(m)	道路の幅員(m)		
7 福整第442号-5	令和 7 年 7 月 17 日	令和 8 年 12 月 1 日 まで	① 起点：糟屋郡粕屋町大字大隈字扇571 終点：糟屋郡粕屋町大字大隈字大念佛522				
			② 起点：糟屋郡粕屋町大字大隈字扇580-5 終点：糟屋郡粕屋町大字大隈字満田620-6				
			③ 起点：糟屋郡粕屋町大字大隈字満田658-3 終点：糟屋郡粕屋町大字大隈字藤田672-1	①：97.0 ②：218.0 ③：198.0 ④：288.0 ⑤：288.0 ⑥：266.0 ⑦：271.0 ⑧：196.0	①：15.0 ②：14.0 ③：14.0 ④：13.0 ⑤：9.0 ⑥：8.0 ⑦：6.0 ⑧：4.0		
			④ 起点：糟屋郡粕屋町大字大隈字大念佛521-2 終点：糟屋郡粕屋町大字大隈字大念佛506-2				
			⑤ 起点：糟屋郡粕屋町大字大隈字扇557-1 終点：糟屋郡粕屋町大字大隈字満田587-1				
			⑥ 起点：糟屋郡粕屋町大字大隈字大念佛506-6 終点：糟屋郡粕屋町大字大隈字大念佛493				
			⑦ 起点：糟屋郡粕屋町大字江辻字長原部103-1 終点：糟屋郡粕屋町大字大隈字扇551-2				
			⑧ 起点：糟屋郡粕屋町大字江辻字長原部103-1 終点：糟屋郡粕屋町大字江辻字長原部96-2				
			① 起点：三潞郡大木町大字福土194番1			①：410	

7 南整柳第216号-2	令和 7 年 7 月 1 日	令和 9 年 6 月 30 日 まで	終点：三潞郡大木町大字大角1743番1 ② 起点：三潞郡大木町大字大角1727番1 終点：三潞郡大木町大字大角1711番3	②：230	①：9.2～42.8 ②：7.1～32.6
7 京整第29号	令和 7 年 9 月 30 日	令和 9 年 8 月 31 日 まで	① 起点：京都郡みやこ町豊津字錦町359番2の一部 ② 終点：京都郡みやこ町豊津字錦町355番の一部	50.0	10.6
7 直整第1346号	令和 7 年 9 月 22 日	令和 9 年 9 月 1 日 まで	① 起点：直方市新町二丁目403 終点：直方市大字直方670-2-2 ② 起点：直方市大字山部620-20 終点：直方市大字直方670-2-3 ③ 起点：直方市新町二丁目402-4 終点：直方市新町二丁目400-2 ④ 起点：直方市大字直方670-77 終点：直方市大字直方670-68 ⑤ 起点：直方市新町二丁目402-5 終点：直方市新町二丁目417-8 ⑥ 起点：直方市大字直方372-7 終点：直方市大字直方383-12 ⑦ 起点：直方市大字直方379-1 終点：直方市大字直方379-12 ⑧ 起点：直方市大字直方375-4 終点：直方市大字直方336-3	①：586.0 ②：132.0 ③：40.0 ④：74.0 ⑤：132.0 ⑥：86.0 ⑦：73.0 ⑧：130.0	①：16.0～20 ②：12.0 ③：14.0 ④：6.0 ⑤：5.0 ⑥：6.0 ⑦：5.0 ⑧：7.0～8.5

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
7 福整第37号 - 3	令和 7 年 7 月 10 日	糟屋郡須恵町大字上須恵字中園566- 8	21.94	6.00
7 福整第37号 - 4	令和 7 年 8 月 21 日	糸島市二丈深江七丁目2030番 1	41.08	6.00
7 久整第461号 - 3	令和 7 年 9 月 19 日	三井郡大刀洗町大字山隈字七 反牟田1761番56	27.41	6.00~6.03
7 那整第278号 - 1	令和 7 年 8 月 6 日	太宰府市朱雀三丁目256番 5	31.89	4.08
7 北整第346号 - 4	令和 7 年 7 月 15 日	遠賀郡水巻町猪熊七丁目1026 番 3、1026番 4	77.35	5.00
7 北整第346号 - 5	令和 7 年 7 月 18 日	遠賀郡水巻町二西一丁目715 番 1、715番 2	53.74	6.01
7 北整第346号 - 6	令和 7 年 7 月 25 日	福津市津屋崎七丁目1464- 1 、1464- 16	41.79	6.01
7 北整第346号 - 7	令和 7 年 8 月 14 日	福津市内殿字竹浦867番 5	56.44	6.00
7 北整第346号 - 8	令和 7 年 9 月 12 日	福津市宮司二丁目639- 1、 651- 2、652- 1	99.72	6.00
7 北整第346号 - 9	令和 7 年 9 月 26 日	福津市畦町字金口435番16、 435番 3、436番 7、441番62 の各一部	71.94	6.00
7 飯整第277号 - 3	令和 7 年 7 月 14 日	飯塚市大日寺字メ尾68番 1	41.97	6.00
7 飯整第277号 - 4	令和 7 年 8 月 1 日	飯塚市柏の森509番 2、509番 15	25.91	6.00
7 南整柳第213 号- 4	令和 7 年 7 月 2 日	柳川市高島字沖田464番 2	27.19	5.02
7 南整柳第213 号- 5	令和 7 年 8 月 7 日	大川市大字三丸字鰻初穂16番 10	48.81	6.01~6.16
7 女整第335号 - 4	令和 7 年 7 月 14 日	筑後市大字蔵数字北原田936 番 9	46.93	6.01~6.30
7 女整第335号 - 5	令和 7 年 8 月 7 日	八女郡広川町大字太田字草方 田484- 4	45.60	6.13~6.22
7 女整第335号 - 6	令和 7 年 8 月 21 日	八女郡広川町大字太田字西ノ 口908番 4、909番 1	30.90	6.00

7 女整第335号 - 7	令和 7 年 8 月 22 日	筑後市大字鶴田字市ノ丞286 番 8、同所字南市ノ塚382番 9	93.69	6.01~6.16
7 女整第335号 - 8	令和 7 年 8 月 26 日	筑後市大字野町字宮ノ東789 番 2、789番21、789番22、 790番 2の一部、791番 2の一 部	67.37	6.05~6.30
7 女整第335号 - 9	令和 7 年 8 月 26 日	筑後市大字水田字南中町196 番 3、200番 3、225番 3、 199番の一部(水路)	126.54	6.05~6.20
7 朝整第33号 - 2	令和 7 年 7 月 14 日	朝倉郡筑前町朝日字松ヶ本48 番 1	101.37	6.31~6.33
7 京整第26号 - 3	令和 7 年 7 月 28 日	行橋市大字宮市字海山53番 4	80.34	5.15~5.23

## 公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第 1 号）第22条第 2 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の延長 (m)
7 福整第1118号	令和 7 年 8 月 21 日	全部廃止	糸島市前原南一丁目908番 6号、908番 9号	32.50
7 田整第447号- 3	令和 7 年 8 月 12 日	変更	①田川市桜町433- 1、434- 6、437- 1、449- 1、 450- 1の一部、450- 8、 453- 1、473- 4、974- 4の一部、976- 1、977- 1、969- 5の一部、974- 5の一部、435- 1の一部 、448- 2の一部、452- 3 の一部、969- 9 ②田川市桜町974- 5の一 部、974- 3、975- 1、 1019- 4 ③田川市桜町435- 1の一 部、421- 7、436- 1、 438- 1、439- 3、440- 4、449- 4、452- 24、	① 364.07 ② 56.20 ③ 265.73

			452-25、454-1、455-2、465-5、466-1の一部、467-1、468-1、574-2の一部、449-8、452-3の一部	
7 田整第447号-4	令和 7 年 8 月 12 日	全部廃止	①田川市桜町433-1、434-6、437-1、449-1、450-1の一部、450-8、453-1、473-4、974-4の一部、976-1、977-1、969-5の一部、974-5の一部、435-1の一部、448-2の一部、452-3の一部、969-9 ②田川市桜町974-5の一部、974-3、975-1、1019-4 ③田川市桜町435-1の一部、421-7、436-1、438-1、439-3、440-4、449-4、452-24、452-25、454-1、455-2、465-5、466-1の一部、467-1、468-1、574-2の一部、449-8、452-3の一部	① 364.07 ② 56.20 ③ 265.73

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、緊急防災等工事計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営飯江川・大根川流域地区土地改良（農業用排水施設整備）事業緊急防災等工事計画書の写し	令和 8 年 3 月 3 日から 令和 8 年 4 月 1 日まで	みやま市役所

**公告**

令和 8 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のように実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定に基づき、昭和60年11月福岡県告示第1683号の2により指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和 8 年 3 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

二級建築士試験にあつては令和 8 年 7 月 5 日現在、木造建築士試験にあつては令和 8 年 7 月 26 日現在において、次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校、旧大学令（大正 7 年勅令第388号）による大学、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 建築士法の規定により知事が定める受験資格（令和元年12月福岡県告示第537号）により受験資格を認められた者
- (3) 建築実務の経験を 7 年以上有する者

2 試験

(1) 方法

- ア 試験は、学科及び設計製図について、筆記試験により行う。
- イ 学科の試験科目は、建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工とする。
- ウ 設計製図の試験は、学科の試験に合格しなければ受験することができない。なお、令和 4 年以降の学科の試験に合格した者（他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。）のうち、学科の試験の合格年から令和 7 年までの設計製図の試験の受験回数が 2 回（欠席は受験回数に含まれない。）以内の者は、本人の申請により、本年試験の学科の試験が免除される。

(2) 日時及び場所

- ア 二級建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	令和 8 年 7 月 5 日（日曜日） 午前10時15分～午後 5 時20分	福岡市東区和白東 3 - 30 - 1 福岡工業大学
設計製図の試験	令和 8 年 9 月 13 日（日曜日） 午前11時00分～午後 4 時00分	福岡市早良区西新 6 - 2 - 92 西南学院大学 福岡市博多区博多駅前 2 - 9 - 28 福岡商工会議所

## イ 木造建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	令和 8 年 7 月 26 日（日曜日） 午前10時15分～午後 5 時20分	福岡市早良区西新 6 - 2 - 92 西南学院大学
設計製図の試験	令和 8 年 10 月 11 日（日曜日） 午前11時00分～午後 4 時00分	福岡市東区香住ヶ丘 1 - 1 - 1 福岡女子大学

## 3 受験の申込手続

原則としてインターネットによる受験申込のみとする。詳細は、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）を確認すること。

受 付 期 間
令和 8 年 4 月 1 日（水曜日）午前10時00分～同月14日（火曜日）午後 4 時00分

インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和 8 年 4 月 7 日（火曜日）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

## 4 合格者の発表及び合否の通知

二級建築士試験及び木造建築士試験における学科の試験の合格者は令和 8 年 8 月 24 日（月曜日）頃、最終合格者は同年 12 月 3 日（木曜日）頃に発表する。発表は、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）に掲載して行う。

また、インターネットによる受付が行えなかった者へは、それぞれ同時期に合否を通知（郵送）する。

## 5 その他

受験手続、合格者の発表の日その他の問合せは、公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話050-3645-8422）、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は公益社団法人福岡県建築士会（電話092-441-1867）に対して行うこと。

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第40号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所

## (1) 講習会の日時

令和 8 年 4 月 24 日（金） 午前10時00分から午後 5 時30分までの間

## (2) 講習会の場所

福岡市中央区天神 1 丁目 3 番33号 中央警察署 会議室

## (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

## (4) 受講可能人員

20名

## 2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後 3 時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後 3 時30分～午後 4 時30分	講習結果に対する考査
午後 4 時30分～午後 5 時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

## 福岡県公安委員会告示第41号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和8年3月3日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和8年4月9日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県行橋市中央1丁目1番2号 行橋警察署 会議室	行橋警察署
令和8年4月15日（水） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑後警察署
令和8年4月23日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署

## 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

## 福岡県公安委員会告示第42号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和8年3月3日

福岡県公安委員会

## 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和8年5月14日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和8年5月21日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

## 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 8 年 5 月 14 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15 名

### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 14,000 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

#### 福岡県公安委員会告示第 43 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 24 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 日

福岡県公安委員会

### 1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時  
令和 8 年 4 月 19 日（日）午前 9 時 00 分から午後 0 時 00 分までの間
- (2) 講習会の場所  
福岡市博多区東公園 7 番 7 号  
福岡県警察本部 4 階 生活安全部会議室
- (3) 受講対象者  
福岡県内に住所を有する者

### 2 講習の科目

- (1) クロスボウの所持に関する法令
- (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 3,000 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。